

学校保健安全法の施行について

— 幼児児童生徒一人ひとりの命を守り育むために —

山口県教育委員会 平成20年10月

第一節 学校保健安全法と学校安全

改正趣旨の一つとしての安全管理の取組強化

現行の「学校保健法」が大幅に改正され、平成21年4月1日から「学校保健安全法」として施行されることとなった。

今回の改正は、学校における幼児児童生徒（以下、児童生徒等）の保健管理の強化とともに、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等が全国的に多発していることから、児童生徒等の安全の確保が一層図られるよう、学校における安全管理等に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものである。

また、学校安全の取組は、新学習指導要領においても「安全に関する指導」として新たに明記されている。

学校として、校長の責務、安全指導や安全点検等を示した総合的な学校安全計画の策定、危険等発生時対処要領の作成、事故等により危害を受けた児童生徒等の心のケア、保護者・関係機関等との連携などの法改正の趣旨を正しく踏まえ、今後、学校安全体制の充実強化に一層取り組む必要がある。



危険等発生時対処要領の整備

「危険等発生時対処要領」とは、学校危機発生時に教職員がとるべき具体的内容と手順を定めたマニュアルのことである。今後は、各学校の危機管理マニュアルに、不審者侵入時や地震発生時等の様々な事案を想定し、以下のような具体的な対処要領を整備するとともに、それに基づいた即応体制の確立が求められる。

★不審者侵入時対処要領（簡易版）

段階	分担	担当者	主要業務等
事 案 発 生 時 (初 動)	不審者への対応①	発見者 近隣者	<input type="checkbox"/> 来訪者の確認（声かけ） <input type="checkbox"/> 退去の要請 <input type="checkbox"/> 緊急連絡（応援要請）
	不審者への対応②	校長 教頭 事務長 生徒指導主任 保健安全主任 近隣者等	<input type="checkbox"/> 不審者の隔離 <input type="checkbox"/> 警察への緊急通報（110番） <input type="checkbox"/> 教職員への緊急連絡 <input type="checkbox"/> 不審者の移動を阻止 <input type="checkbox"/> 不審者の暴力行為の抑止 <input type="checkbox"/> 教育委員会への緊急連絡
	安全確保 避難誘導	教務主任 学年主任 担任・副担任 授業者	<input type="checkbox"/> 児童等・教職員の避難誘導、安全確保、安全確認 <input type="checkbox"/> 施錠 ※状況に応じ、不審者への対応②と並行して実施
	救護	養護教諭 保健安全部 担任・副担任	<input type="checkbox"/> 救急処置 <input type="checkbox"/> 医療機関への連絡・搬送

段階	分担	担当者	主要業務等
初 期 対 応	危機管理 チーム (設置場所 校長室)	校長（リーダー） 教頭 事務長 事務主任 教務主任 生徒指導主任 進路指導主任 保健安全主任 学年主任	<input type="checkbox"/> 全体指揮（校長・教頭） <input type="checkbox"/> 警察との連携 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告、連携 <input type="checkbox"/> 保護者対応 ・関係保護者への連絡 ・通知文や保護者会等 <input type="checkbox"/> 報道対応 ・取材対応、記者会見等 <input type="checkbox"/> 再発防止対策検討 <input type="checkbox"/> 学校再開準備
	心のケア チーム (設置場所 相談室)	教育相談担当 養護教諭 学年主任 担任・副担任 教務部	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の心の専門家の支援要請 <input type="checkbox"/> ハイリスクな児童等把握 <input type="checkbox"/> ケア計画の策定 <input type="checkbox"/> 児童等への専門家の心理教育やカウンセリング <input type="checkbox"/> 教職員のケア

第二節 学校保健安全法（抜粋）

学校安全に係る法文

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条（地域の医療機関等との連携）の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 学校保健安全法の留意点（抜粋）



学校安全に係る法文の留意点

関連法文の留意点について、以下に、平成20年7月9日付け20文科ス第522号「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」から、関係部分を引用する。

一 学校保健及び学校安全に共通する留意事項

（1）施策の推進に当たっての配慮

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校長の下で組織的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告書、指導用参考資料、調査結果等に御留意いただき、適切な対応に努められたいこと。

三 学校安全に関する留意事項

第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務について（第26条）

- 関 連**
- 1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
 - 2 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。
なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。
 - 3 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。
また「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り込まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。
 - 4 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。
 - 5 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。
 - 6 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

<p>第27条 関 連</p>	<p>学校安全計画について（第27条）</p> <p>1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。</p> <p>2 学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）、に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、「①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項」を必要的記載事項として位置付けたものであること。</p> <p>① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講ずることが求められること。</p> <p>なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。</p> <p>② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。</p> <p>③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。</p>
<p>第29条 関 連</p>	<p>危険等発生時対処要領の作成等について（第29条）</p> <p>1 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。</p> <p>2 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。</p>



文部科学省の主な参考文献

- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」13年11月
- 交通安全危険予測教材「次はどうなる？」14年3月
- 「学校の危機管理マニュアル」19年11月
- 防災教育教材「災害から命を守るために」20年3月
- 中教審答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」20年1月

